

## 京都市告示第 5 0 6 号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路（昭和 34 年 11 月 1 日指定 第 232 号）の指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 31 年 1 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

### 1 承認事項

| 指定<br>番号 | 指定<br>年月日      | 道路の<br>幅員     | 道路の<br>延長      | 道路の位置                                 | 申請者                                     |
|----------|----------------|---------------|----------------|---------------------------------------|---|
| 第 5988 号 | 平成<br>30.12.10 | メートル<br>4.000 | メートル<br>56.250 | 京都市南区唐橋高田町 3 6 番地<br>の 2 及び 3 6 番地の 3 | 株式会社<br>サンセイラ<br>ンディック<br>代表取締役<br>松崎隆司 |

### 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)